

「行政訴訟控訴審」大阪台車検査車両所分会（旧大三両）ビラ配布等 **勝利!**

東京高裁がJR東海の請求を棄却!

- 詰所での組合ビラ配布活動に対して、事情聴取、顛末書提出、就業規則書き写しを命じたことは不当労働行為!
- 2点の組合掲示物を撤去したことは不当労働行為!

10月20日、東京高等裁判所は「平成22年（行コ）第149号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件」について、控訴人東海旅客鉄道株式会社の請求を棄却するという判決を言渡しました。本年3月25日の東京地方裁判所による棄却に続いての勝利です。

今回の東京高等裁判所における「平成22年（行コ）第149号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件」は、中央労働委員会が「中労委平成19年（不再）第32号事件」について、平成20年11月26日付けでした命令、本部・地本・分会への労働組合法第7条第3号の支配介入に当たる不当労働行為認定という文書手交を不服とし、東海旅客鉄道株式会社が東京地方裁判所による「棄却」について、東京高等裁判所に控訴していた事案です。

中央労働委員会が命令した文書手交の概略内容は、「①当社が貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会書記長が平成17年3月16日の業務指示に従わなかったことを理由として、同月17日及び同月18年の1日半にわたり事情聴取を行うとともに顛末書の提出を求め、同書記長に就業規則の書き写しを命じたこと、②貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会の組合掲示板から、掲出中の2点の掲示物（平成17年3月22日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワーハラスメント』って何?!」、平成17年3月23日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワーハラスメント』って何?!」）を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第3号の不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。」というものです。

JR東海は、直ちに中労委命令を履行せよ!